

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和8年5月8日

旭川市長 今津寛介

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 市営墓地便所清掃業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

市営墓地（神居・近文・2号・3号・永山・愛宕・旭山）内の便所清掃業務

イ 履行期間

令和8年5月1日から令和8年10月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎6階

旭川市市民生活部市民生活課

電話 0166-25-5150

### 2 契約を締結した年月日

令和8年4月22日

### 3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

### 4 契約金額

404,250円（うち消費税及び地方消費税相当額36,750円）

### 5 契約の相手方とした理由

公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴した結果、その見積金額の中で最低価格を見積もった公益社団法人旭川市シルバー人材センターが予定価格の範囲内であったため。